# 母子家庭などに 児童扶養手当が 支給される
## ＝1月1日から＝

こんど新らしく制定された児童扶養手当法は、いよいよ37年1月1日から実施されることになった。

この児童扶養手当は、父と生計を異にしている児童を監護している母などに対して、支給せられるもので、その内容は、次のとおりである。

**一、支給の条件**

1父母が婚姻を解消し、父と生計を異にしている児童。

2父が死亡した児童

3父が廃疾である児童。

4父の生死が、一年以上明らかでない児童。

5父母が、ともにないため、その他の者の養育している児童。

6母若しくは、その他の受給資格者、または児童が公的年金を受けていない場合。

7母または、その他の受給資格者が、前年において十三万円（児童一人につき三万円を加算する）をこえる所得を有したときは、支給しない。

8母または、その他の受給資格者の扶養義務者が、前年において、標準世帯にして五十万円程度以上の所得があったときは支給しない。

**二、手当額**

児童一人の場合は、月八百円。

二人の場合は、千二百円三人以上の場合は、千二百円に、三人以上の一人につき二百円を加算した額。

**三、支払期月**

一月、五月、九月

なお、対象となる児童は、義務教育終了前（満十五才）の者をいう。

またこれが取扱いは、申告制であるから、受給資格のあるものは申請する必要がある。

詳細については、市福祉事務所に問合わせのこと。

## まさつがなかったら

もしも、まさつが無かったら私たちはまさつについて考えずに毎日を過ごしている。もしこのまさつがないか大変少なかったらどうなるだろう。普通の履物では歩くことができない、つるつる滑るからだ、そこでスパイクのようなもので歩かねばならない少し傾けばすぐひっくりかえっていつもけがをするだろう。しかし着物がすり切れていたむことは絶対なくなるから具合がよい。オートバイや自動車も今のタイヤーでは走ることができないから、ギヤーのような車輪で、でこぼこの道なら走れるだろう。今のブレーキではないと同じでぜんぜんきかなくなる。しかしエンジンその他ベアリングなどには少しも油をささなくても焼付の心配はない。機械とは油に汚れたものなりの考えも変えねばならない。机の面も完全に水平にして周囲にかかりでも作っておかないと、なんでもかんでもつるりつるりと滑り落ちるから大変困る。しかし少し傾けたテーブルの上には、ごみが全然たまらないから拭かなくてもいつもきれいにピカピカしている。自動車でどんな泥道を走っても全然泥がつかない。大きな重い荷物でも、ほんのちょっとつけば簡単に動かすことができる。野球をやるにも丸い今のバットではボールが真中をちょっとでもはずれると飛ばなくなる。エンジンからベルトで脱穀機や籾摺機を廻そうとしても、少しも廻らないから、チエンもしくは歯車でなくてはならなくなる。しかし半分の馬力で仕事ができるだろう。こう考えてみるとよいこともあるが悪いことのほうが多い。やはり今のままが具合がよいようだ。だが人と人との間のまさつは全然ないのが良いという。

（鉄架（ロケット））

## 32年の冷害に次ぐ減収

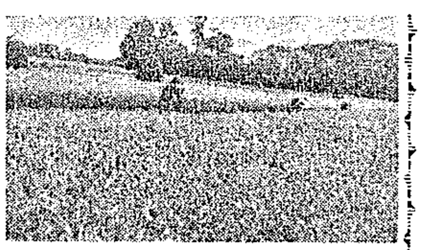

満作を期待されていた本年の二番稲は、第二室戸台風と、それ以後の豪雨や天候不良がわざわいして減収となった。しかもカマを入れてみて、減収のひどさに気付いたものが多いといわれる。

その程度は各地によってまちまちで、平年作のところも多いが、権威ある某農業機関は反収一俵減。また最低は二俵とみている。

しかし農業共済関係機関は平作程度と、非常に収量を低く評価して三十二年の冷害に次ぐものだといっており、三十二年以後は豊作だったからこれは事実といえる。

それぞれの立場によって減収の見込みに違いはあっても、農家の痛手は大きいわけ。

〃写真は一見豊作とみえる二番の立毛ー大篠地区で

## 〃火災を追放〃
# 管理者と設備の強化
## 防火の徹底をはかる法の改正

火災は年々増加しているといわれている。

それにはいろいろな原因もあるけれど火災は消防にまかせておけばよいという、安易な考え方によるものでないだろうか、それよりも火災発生までの防火設備と災害を未然に防ぐという心構えが欠けているのが最大の原因ではなかろうか、自分の家、自分の職場は自分達の力で護るという積極的な災害防止の意欲をやしなうためにも、これらの欠陥を法的に是正し、火災という災害から護ろうとして消防法の一部が昨年七月改正公布され、今年の四月一日から施行されている。

その大要は次のとおり。

### 火災の予防

①消防長は、屋外において火災の予防に危険な行為者（火遊び、喫煙、たきびなどの禁止と制限、残り火、取灰の始末）、消防の活動に支障になる物件（危険物その他の物件）の所有者、管理者、占有者などに対して必要な措置を命ずることができる。

②防火対象物（事業場、学校工場、その他公衆の出入する場所などの、位置、構造設備、管理の状況を検査し改修、移転、使用の禁止など、及び工事の停止、中止などの措置をとることができる。

### 防火管理者制度の確立

①学校、病院、工場、事業場興行場、百貨店、その他多数のものが出入りし、勤務し居住する建物（防火対象物）で、五十人以上の収容人員のあるところは防火管理者を選任し、消防長に届け出なくてはならない。

②防火管理者になる資格の人は、政令で一定の資格に該当する人でなければならないので、従来のようにえらい人であれば、だれでもよいというようなことではない。

③防火管理者には、火災の予防と初期消火措置について、強い指導権を持たすなど、権利と義務を負わしてあって、名前だけの消火責任者ではない。

### 危険物以外の火災危険物品も規制された

発火性、引火性物品は「危険物」に指定されているが、しかしこれ以外でも危険な物品は数多くあるが、しかし実際的には問題が多く、かえって野放しにしている。これらの危険物品の方が、万一火災発生の場合延焼拡大する恐れがあるので政令第五条に火災危険の著しい物品として次のようなものが、規定されている。

①指定数量未満の危険物（小量の危険物）

②政令で定める危険物に準ずる可燃性物品（準危険物）

③わら製品、木毛、その他これらに類する物品で、火災となった場合にその拡大がすみやかであり、また消火の活動が著しく困難となるもの（特殊可燃物）を指定して、危険物に類する危険性の物品は取締の対象となった。

### 消火用水、消火用器具施設の設備

いままでとちがって、防火対象物の消火設備の強化拡充を図ったことで、市町村によりまちまちであまり問題にされなかった防火対象物の防火設備は、こんどの改正で全国同一の設置基準により、法で定められた防火対象物には必ず消防用施設を要することとなった。

これがこんどの消防法の改正要点で、以上のように防火の徹底をはかり火災の発生を防ぐとともに、それらの災害をなくすために改正されたもので、改正の趣旨をくみ、進んで協力されるようのぞまれている。

# 財政再建へすべり出す
## ー35年度の実施状況を公表ー

市が財政再建団体として、再建計画をたてたのは、三十五年の十一月で、35会計年度の中途からであったが、前号で述べたとおり、順調なスベリ出しをみせている。しかし、一度に黒字ということではなく、再建計画予算からみると、才入面では、税収入を除く外は、丁度か、幾分減収をみているが、

その一面、才出面においても、予算額よりは少なく使ったことになっている。才入と才出の比較増減額を比べると、千六百十万七千円の才入に対し、才出は千四百八十九万四千円となり結局百二十一万三千円、才入が多くなっている。

この百二十一万三千円だけ、財政再建計画予算に比べて余剰ができたことになった。また図表でみられるとおり、才出額が才入額より多くなっているのは、一度に才入額まで才出額をおさえることが、財政再建ではなく、年々次第にその差をちぢめてゆき、才出が才入を超過しない、いわゆる健全財政にもってゆくことが、いま実施している再建計画である。

図表中、繰越額とあるのは、35会計年度のものが、36会計年度に繰越したもので、この繰越額も全部含めて、35予算年度内に完済されたものとみなして計算されたものがこの表である。

財政再建年次綜合計画実施状況

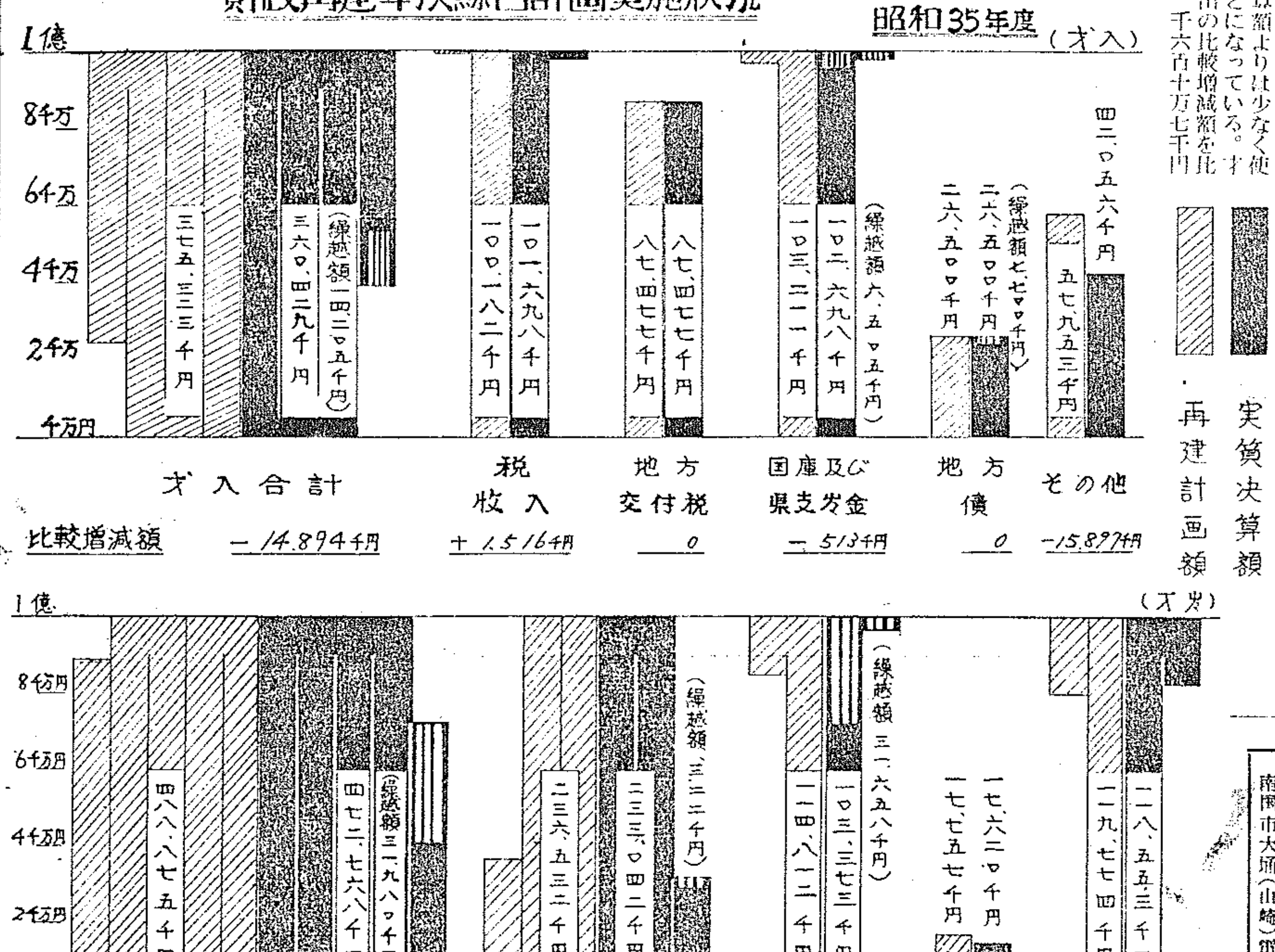


豚肉の御用命は
十市養豚組合
直売部へ
電呼出し 十市13番

県外本場の
ヒヨコ
卸値直売
森山種鶏場
南国市大埇（山崎）電話475番